

一般社団法人 全日本ホテル連盟

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、会長が定款に定める目的、事業の促進に顕著な功績があった者、又は会員の模範として推奨すべき業績のあったものを表彰することにより、益々宿泊業務に励み観光事業の発展に寄与されることを目的とし、定款第48条の規定に基づき表彰規程を以下のとおり定める。

(表彰の種類)

第2条 本規程に定める表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 役員及び功労者表彰
- (2) 優良従業員表彰
- (3) 特別功労表彰
- (4) 感謝状

2 表彰は、表彰状を授与する。また、副賞として賞金又は記念品を授与することができる。

3 感謝状は、感謝状を授与する。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象となる者は、次の各号の一に該当する者のうち、本規程第4条又は第5条に定める基準により選考する。

- (1) 本連盟役員等
- (2) 正会員代表者又は準ずる者
- (3) 正会員である法人及び同事業所で宿泊業務に従事する者
- (4) 本連盟の事務局職員及び支部事務局員
- (5) 前各号に掲げる以外に個人、法人、団体等で本規程第3条に定める功績等があった者

(表彰状授与の基準)

第4条 表彰状授与の基準は、次のとおりとする。

- (1) 役員及び功労者表彰
 - ア. 本連盟役員として6年以上在任している者
 - イ. 支部役員又は委員会委員として6年以上在任し、本連盟の事業の促進に功績が顕著な者
- (2) 優良従業員表彰
 - ア. 正会員である法人及び同事業所で従事する者のうち、引き続き10年以上勤続し、そ

の成績が優良で他の模範となる者

- イ. 本連盟の事務局職員として、引き続き 10 年以上勤続し、その成績が優秀で他の模範となる者。
- ウ. 各支部から表彰者を推薦するときは各支部 3 名までとする。又、推薦には順位を付けることとする。

(3) 特別功労表彰

- ア. 10 年以上本連盟の事業の促進に協力し、顕著な功績をしている賛助会員
- イ. 10 年以上本連盟の事業の促進に協力し、顕著な功績をしている観光宿泊事業に関連する法人、団体等

(感謝状授与の基準)

第 5 条 感謝状授与の基準は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟役員として 4 年以上在任した者
- (2) 正会員代表者又は準ずる者が 4 年以上本連盟事業の促進に顕著な功績があった者
- (3) 特に会長が必要と認める個人、法人、団体等

(表彰の時期)

第 6 条 表彰の時期は、次のとおりとする。

- (1) 会長表彰及び感謝状は、原則として定時総会の席上で行う。ただし、必要に応じて別の日に行うことができる。
- (2) 優良従業員表彰及び特別功労表彰は、本規程第 11 条で定める決議をもって行うことできる。

(期間の算定)

第 7 条 本規程第 5 条及び第 6 条の対象と定める期間は、毎年 1 月 1 日を基準日として算定する。

(申請者)

第 8 条 表彰を申請する者は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟役員、事務局職員は、本連盟事務局長
- (2) 委員会委員は、委員会担当の常任理事
- (3) 会員及び会員の従業員は、支部長
- (4) 功績のあった者及び法人並びに団体等は、本連盟事務局長又は関係のある支部長

(申請の時期)

第 9 条 表彰を申請する者は、次に定める日までに、本連盟事務局に提出するものとする。

- (1) 毎年3月31日
- (2) 会長が必要と認めるときは隨時

(提出書類)

第10条 表彰の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 役員及び功労者表彰 履歴書又は経歴書
- (2) 優良従業員表彰 履歴書又は経歴書
- (3) 特別功労表彰 経歴書又は推薦書
- (4) 感謝状 経歴書又は推薦書

2 必要に応じ、前各号に定める以外の書類を求めることがある。

3 法人又は団体が対象となる場合、定款又は登記事項証明書を求めることがある。

(被表彰者の選考)

第11条 被表彰者の選考は、常任理事会で協議し、理事会の決議で決定する。

(規程の改正)

第12条 本規程の改正は理事会の決議による。

附 則

- 1 本規程は、昭和52年9月14日から施行する。
- 2 昭和54年3月19日改正・施行
- 3 昭和62年3月10日改正・施行
- 4 平成4年6月2日改正・施行
- 5 平成11年6月4日改正・施行
- 6 平成24年4月27日改正・施行
- 7 平成30年4月12日改正・施行
- 8 令和6年4月17日改正・施行
 - ・第1条 目的の明記
 - ・第2条 表彰の種類の追加
 - ・第3条 表彰の対象者の追加
 - ・第4条 表彰状授与の基準の追加
 - ・第5条 感謝状授与の基準の追加
 - ・第6条 表彰の時期の追加
 - ・第7条 期間の算定の追加
 - ・第8条 申請者の追加
 - ・第9条 申請の時期の追加

- ・第10条 提出書類の追加
- ・第11条 被表彰者の選考の追加
- ・第12条 規程の改正の追加
- ・その他、表記の改訂

9 令和7年4月22日改正・施行

- ・第8条 申請者の区分け修正
- ・その他、定款に準じた条項、役職名、常任理事会など表記の改訂